

(様式第1号)

公共汚水ます等設置申請書

年 月 日

大洲市長 様

申請者住所

氏 名 ⑩

(電話番号)

私は、公共下水道に区域外流入接続をしたいので、公共汚水ます等を設置して下さるよう申請します。

なお、公共汚水ます等が設置された場合は、市の定める設置条件を順守することを確約します。

設 置 場 所	大洲市
接 続 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1. 位置図 2. 配置図 3. 土地登記簿謄本 (写し) 4. その他参考となるもの
備 考	

	課 長	課長補佐	係 長	係
確 認 番 号		確 認 年 月 日	年 月 日	
意 見				

公共下水道区域外流入接続に伴う事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大洲市公共下水道事業区域外（以下「区域外」という。）からの流入接続を認めることにより、下水道計画の整合性を図り、かつ下水道施設の有効利用を円滑に処理することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、区域外とは大洲市公共下水道事業計画認可区域以外の区域をいう。

(事 前 協 議)

第3条 区域外からの流入接続をしようとする者は、市長が指定する期日までに、あらかじめ市長に申し出て協議しなければならない。

(申請書の提出)

第4条 前条の協議により合意に達したときは、公共汚水ます等設置申請書（第1号様式）に関係図面を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(下水道事業協力金)

第5条 区域外から公共下水道に排水設備を接続しようとする者は、認可区域の単位負担金額を根拠として算出された、受益者負担金相当額を下水道事業協力金として、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の下水道事業協力金の取り扱いについては、「大洲市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」及び「同施行規則」を準用する。

3 第1項により下水道事業協力金を納めた当該土地が、受益者負担金賦課対象区域となったときは、その受益者負担金は全額免除するものとする。

(排水設備の新設等の申請、完了及び使用開始等の届出)

第6条 排水設備を設置するときは、「大洲市下水道条例」（以下「条例」という。）及び「同施行規則」（以下「規則」という。）に準じて行うものとする。

(下水道使用料)

第7条 この要領により排水設備を設置し、公共下水道を使用するものについては、条例及び規則に準じて下水道使用料を徴収するものとする。

(その他)

第8条 この事務処理要領によるもののほか必要な事項はそのつど定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。